

児童扶養手当

父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、父または母に一定の障がいがあるときに支給される手当です。

支給額（月額）

児童数	全部支給	一部支給
1人	44,140円	44,130円～10,410円
2人	54,560円	1人分の月額+（10,410円～5,210円）

※3人目以降は1人につき、6,240円～3,130円の加算。所得額によって異なります。

支給時期

1年に6回、奇数月（5月・7月・9月・11月・1月・3月）に前2か月分ずつ支払われます。

支給対象年齢

18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障がいがある児童は20歳になるまでです。

※所得の有無にかかわらず申請できますが、申請する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給や金額に制限があります。

※支給条件や所得制限など詳しくは、お問い合わせください。



児童クラブ保育料の免除

次に該当する世帯は、保育料および特別負担金を全額免除することができます。

なお、免除申請は毎年度必要です。（過年度分は申請できません）

☎ ①要保護世帯（生活保護世帯）

②準要保護世帯（就学援助世帯）

☎ 「児童クラブ保育料免除申請書」を子育て支援課に提出してください。

※②の方は「就学援助費支給認定決定通知書の写し（教育総務課発行）」が必要です。

夏休み児童クラブ補助員募集

町では、夏休み期間中の児童クラブ補助員を募集しています。

業務内容▶昼間保護者がいない家庭の児童をお預かりし、健全育成を図るために、遊びなどを通じてさまざまな指導を行う学童保育の仕事です。

勤務時間▶7月18日(火)～8月29日(火)7時30分～18時30分のうち週3～5日（交代勤務、日曜・祝日除く）

勤務地▶町立小学校敷地内の各児童クラブ

※配属は応募状況によります。

応募資格▶心身ともに健康で、児童と一緒に体を動かせる方

※資格の有無を問いません。学生（大学生・専門学生・高校生など）の方も応募できます。また、長期間勤務希望の方も同時に募集しています。

報酬▶時給1,035円

募集人員▶20名程度

心身障害児通園施設（7月入所）の入所申込の受付

心身障害児通園施設とは、心身に障がいがある未就学児童（2～5歳児）を療育するための通園施設です。

受付期間▶5月15日(月)～26日(金)

必要書類▶①通園（利用許可）申請書②障害者手帳の写しまたは医師等の診断書もしくは意見書③家庭の状況・生育歴④現在の様子⑤入所希望調書

※①③④⑤は、子育て支援課窓口で配布しています。

所在地▼

・北保育所内「もも」（内宿台5-214-3）

・ふれあい福祉センター内「いちご」（中央1-93）

☎ 子育て支援課 ☎ 2128

新型コロナワクチン接種関連情報

～令和5年度もワクチン接種を実施します～



▲新型コロナワクチン接種
についてのお知らせ

要事前予約

新型コロナワクチン接種情報は、町ホームページや下記ワクチン接種コールセンターでご案内しています。
(新型コロナワクチン接種は強制ではありません。)

●伊奈町新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 797-8100

(電話・窓口受付：平日9時～17時、電話のみ受付：土曜日9時～13時、どちらも祝日除く)

予約方法

- ①インターネットでの予約 (24時間受付)
- ②電話での予約
平日：9時～17時 土曜日：9時～13時
☎ 797-8100
- ③窓口での予約
平日のみ：9時～17時

予約に関する注意事項

- ※②③は町コールセンターで受け付けます。
- ※電話・窓口での予約は、混雑してつながりにくくお待たせする場合があります。
- ※接種医療機関での予約受付は行っていません。

令和5年春開始接種 (追加接種) について

- ☑ ①65歳以上の方 ②5歳～64歳の方で、基礎疾患等を有する方
③医療機関や高齢者・障害者等施設で従事する方

※上記に該当しない12歳～65歳未満の方の次回接種は、秋以降の予定です。

【接種券について】

①の方で令和5年3月末時点で町内に住民票のある方へ、年齢の高い順に順次お送りします。②および③の方は、申請が必要です。発送スケジュール、接種券申請方法 (②③の方) について詳しくは、町ホームページをご確認ください。

※①～③に該当しない12歳以上の方は、5月8日～8月末の間は追加接種を受けることはできません。

※具体的な予約開始日などは、町ホームページで随時お知らせします。

新型コロナワクチン接種おまかせ予約を実施します (対象:65歳以上の方)

おまかせ予約は、65歳以上の接種を希望されている方に代わって、町が接種予約を行うものです。おまかせ予約を利用される場合には、日時・ワクチンの種類・接種医療機関の決定を町におまかせいただきます。詳しくは、対象者にお送りするお知らせをご確認ください。

「おまかせ予約」の流れ

おまかせ予約の申込書が届く (接種券とは別の封筒で接種券より先に届きます)

おまかせ予約を利用する場合

- 1 申込期限までにおまかせ予約申込書を返信用封筒で郵送する
- 2 接種日や接種医療機関が記載された決定通知が届く
- 3 接種券が届く
- 4 決定通知に記載されている日時・接種医療機関で接種を受ける

ご自身で予約する場合

- 1 申込書は返送しない
- 2 接種券が届く
- 3 ご自身で予約をする
- 4 ご自身で予約した日時・接種医療機関で接種を受ける

その他のワクチン接種について

※生後6か月以上の方の初回接種は、令和6年3月31日まで受けることができます。

※5歳～11歳の方のうち、令和4年秋開始接種を受けていない方は、5月8日～8月末の間も受けることができます。ご不明な場合は、お問い合わせください。

★接種済証明書については、町ホームページをご覧ください。

☎ **新型コロナワクチンに関する厚生労働省電話相談窓口**
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター (多言語対応あり)
☎ 0120-761-770
(9時～21時、土日祝日可)

重い副反応などの症状が現れたら
埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口
☎ 0570-033-226
(24時間対応、土日祝日可)